

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	障害福祉システム（障害者の援護に関する事務）
行政機関等の名称	朝霞市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	福祉部障害福祉課障害福祉係
個人情報ファイルの利用目的	障害者の各資格認定及び援護、補助等のため
記録項目	1氏名、2住所、3年齢、4性別、5生年月日、6電話番号、7本籍、8国籍、9続柄、10個人番号、11電子メールアドレス、12マイナンバー、13保険者番号、14受給者証番号、15ファックス番号、16符号、17職業・職歴、18役職・地位、19学歴、20資格、21勤務先・通学先、22契約事業所、23在園期間、24通院先医療機関、25家庭状況、26相談内容、27住居の状況、28趣味・し好、29生活状況、30収入、31資産状態、32取引状況、33課税・納税状況、34公的扶助の受給の有無、35振込先金融機関名・預金種目・口座番号・口座名義人、36年金加入の有無、37就学援助の有無、38利用者負担上限月額・上限額管理、39年金額、40費用負担額、41健康状態、42傷病名・傷病歴、43障害の有無・程度、44検診の結果、45検査の結果、46障害者関連施設の利用有無、47機能訓練の利用状況、48健康保険の加入の有無、49障害支援区分の認定状況、50障害福祉サービスの支給・給付状況、51自立支援医療の支給・給付状況、52学業成績、53勤務内容・成績、54試験成績、55特技、56就学時の状況、57入所中の状況、58主義・主張、59人柄・性格、60意見・要望
記録範囲	障害者総合支援法に定める障害者（1～60）、児童福祉法に定める障害児とその保護者（1～60）、申請者（1～3、6、9、11）、相談者（1～60）、施設従事者（17～22）
記録情報の収集方法	本人（1～60）、医療機関（23、24、26、29、41～51、57～60）、教育機関（19～21、23、25～29、37、41、52、54～56、58～60）、障害者施設（22～29、38、40、41、46、47、49～51、53、55～60）、埼玉県（1～11、13～60）、総務省（16）、相談支援事業所（22～29、38、40、41、46、47、49～51、53、55～60）、申請者（1～60）、相談者（1～60）、地方公共団体（1～11、13～60）、朝霞市課税課（1～9、12、16～21、25、26、30、31、33～36、39）、朝霞市保育課（1～12、17、21、25～27、29～36、41～44、59）、朝霞市福祉相談課（1～11、13～60）、朝霞市長寿はつらつ課（1～7、9、16、17、25～36、58～60）、朝霞市健康づくり課（1～9、16～22、25～30、34、35、53、58～60）、朝霞市保険年金課（1～9、12、17～21、25、26、30、32～36、41～45）、朝霞市教育管理課（1～6、8、9、12、16、17、21、25～27、30、32～35、41～45、59）
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	国・県・地方公共団体（1～60）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）市長公室市政情報課市政情報係 （所在地）埼玉県朝霞市本町1-1-1

訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 政令第21条第7項に該当する ファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備考	(法定事務)・市独自事務 ※どちらかに○をしてください。	